

小山町健康寿命を延ばそう条例（案）への御意見と町の考え方

該当箇所	意見の概要	町の考え方	反映結果
(1) 基本理念	企業も追加し、理念を共有したほうがいい。	保健施策に取り組むためには、企業との連携も必要であるため、御意見を反映します。	条例の制定理由及び基本理念に「町内事業者」を追加します。
(5) 保健医療機関の役割の次	町内企業の役割を追加した方がいい。	上記のとおり、御意見を反映します。	「町内事業者の役割」を追加します。
(6) 保健計画	「健康で長生きするためのアクションプラン」を作成する機関として、町長マニフェストには「人生100年時代構想委員会を設置」とあるが、位置づけがぼんやりしているため、役割を条文で明記してはどうか。	<p>本条例は、健康長寿社会の実現を目的とした最上位の方針を位置づける理念条例です。</p> <p>保健計画は、理念条例を具体化し、いつまでに何を指すかという目標を設定するするものです。</p> <p>アクションプランは、計画で定めた目標を実現するための具体的な手段になります。また、保健計画には「健康寿命の延伸につながる具体的な行動等をまとめたアクションプラン（行動計画）を人生100年時代構想委員会で策定し、町民等に周知・啓発を行い、実践を促します。」と明記しています。</p> <p>このように、条例、計画、アクションプランは、3つの階層構造となっていることから、条例で明記する必要はないと考えます。</p>	反映できません。

<p>(6) 保健計画</p>	<p>保健計画を条例で明記してしまうと将来変更が難しい。</p>	<p>健康増進法第8条第2項に「市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とあり、計画を定めることは、努力義務となっています。条例に明記することで、計画の実施に対して、町の責任を明確にします。</p> <p>また、計画では令和12年度に見直しを行う予定であることから、必要に応じて条例も見直します。</p>	<p>反映できません。</p>
<p>(7) 保健施策の基本事項</p>	<p>「各種健診及び検診の受診率の向上を推進すること」に「特定保健指導」を追加した方がいい。</p>	<p>健康診断等の後に実施する保健指導は一体的であることから、御意見を反映します。</p>	<p>保健施策の基本事項の一つを「各種健診及び検診並びに特定保健指導の受診率の向上を推進すること。」とします。</p>